

総 括 調 査 票

事案名	(32) 林業・木材産業改善資金造成費補助金			調査対象 予 算 額	平成 25 年度：33 百万円、平成 24 年度：35 百万円、平成 23 年度：38 百万円 平成 22 年度：40 百万円、平成 21 年度：71 百万円		
所管	農林水産省	組織	林野庁	会計	一般会計	調査区分	財務局調査
						取りまとめ財務局	中国財務局

①調査事案の概要

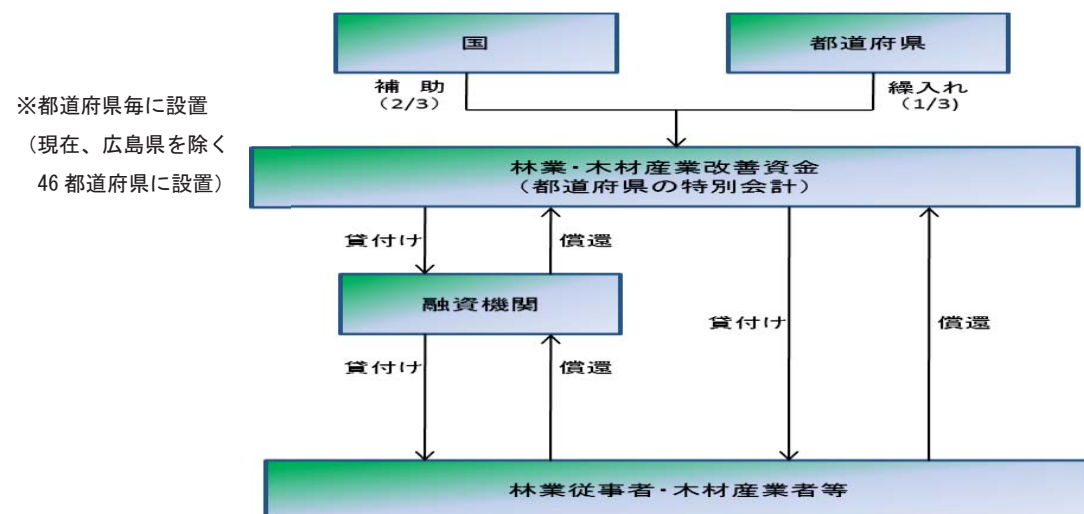
事案の概要

林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に基づき、林業従事者等が経営改善等を目的として新たな経営部門の開始や新たな生産・販売方式の導入等を実施するのに必要な資金を無利子で貸し付けるための資金である。

（注）林業従事者等とは、林業従事者、木材製造業、木材卸売業・木材市場業を営む者、これらの者の組織する団体等。

無利子貸付けの原資は3分の2（国）、3分の1（都道府県）の割合で拠出しており、また、この拠出金は、都道府県毎に設置している特別会計（林業・木材産業改善資金特別会計）で一元的に管理している。【調査対象先の平成25年度末資金造成総額：16,968百万円（うち、国費：11,312百万円、都道府県：5,656百万円）】。

【資金の流れ（イメージ図）】



【貸付対象について】

- ①新たな林業部門の経営の開始
（きのこ栽培等に係る機械や施設の導入等）
- ②新たな木材産業部門の経営の開始
（プレカット加工施設の導入、木材チップ製造機械の導入等）
- ③林産物の新たな生産方式の導入
（高性能林業機械の導入、木質バイオマス利用施設の導入等）
- ④林産物の新たな販売方式の導入
（販売管理システムの導入、立木の買い取り等）
- ⑤林業労働に係る安全衛生施設の導入
（防振装置付チェーンソーの導入、暖房装置付き人員輸送車の導入等）
- ⑥林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入
（シャワー施設の導入等）

<調査対象先> 当該事業の特別会計を設置している都道府県〔被災3県（宮城県、岩手県、福島県）、事業を廃止した広島県を除く43都道府県〕

総 括 調 査 票

事案名 (32) 林業・木材産業改善資金造成費補助金

②調査の視点

貸付需要に見合った資金規模を検討するとともに、財政資金の有効活用の観点から、余剰金について適切に自主納付を行っているか。

①林業・木材産業改善資金については、貸付事業の適切な運用に関する通知（平成13年10月25日付林野庁長官通知）により、貸付需要に見合った適切な資金規模について

て検討し、将来にわたり貸付けに活用されないと見込まれる額のうち国の補助金に相当する額については、必要に応じて自主納付することとなっている。なお、林野庁は、都道府県に対し、自主納付に係る通知（平成20年9月12日付林野庁林政部企画課長通知）を发出し、都道府県による自主納付の考え方を示している。

②貸付実績を調査したところ、**新規貸付実績**は、平成21年度の1,024百万円、171件から、平成25年度は、701百万円、83件と、**金額、件数とも減少**していた。

（図1及び2）

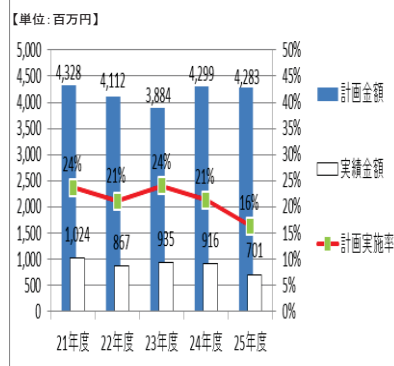
こうした状況下、都道府県が作成する貸付計画（金額・件数ベース）に対する実施率（注1）も、貸付計画を「過去5年間で最大の貸付実績を基に算定」している団体が多いことなども背景に、徐々に減少しており、**計画と実績の乖離が拡大する傾向にあった。**

（注1）計画実施率：貸付計画に対する貸付実績の割合

③調査結果及びその分析

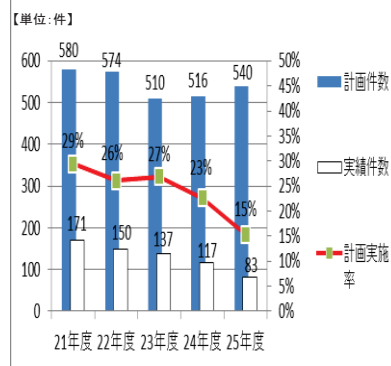
【貸付金額の推移】

〈図1〉



【貸付件数の推移】

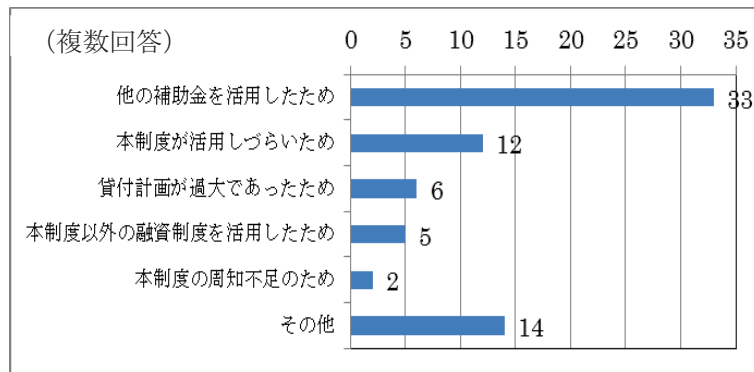
〈図2〉



〈図3〉

【計画と実績の乖離の要因】

【単位：件】



④今後の改善点・検討の方向性

・計画と実績の乖離が拡大傾向にあることに鑑み、貸付需要拡大の取組みを行うとともに、適切な資金規模による運営及び財政資金の有効活用の観点から、自主納付に係るルールの見直しを検討すべき。

総 括 調 査 票

事案名 (32) 林業・木材産業改善資金造成費補助金

③調査結果及びその分析

③他方、自主納付額は平成 21 年度は 1,424 百万円（9 件）、平成 25 年度は 142 百万円（2 件）と大幅に減少していた。（図 4）

自主納付が行われていない理由について、「貸付原資（注 2）が原則 1 億 5 千万円を切る場合は自主納付の対象外」、「資金造成総額（注 3）が原則 2 億円に満たない場合は自主納付の対象外」とする平成 20 年林野庁林政部企画課長通知における「自主納付除外の条件に該当」とするものが 6 割以上を占めた。（図 5）

こうした中、調査先合計の滞留率（注 4）は、平成 21 年度の 49%から平成 25 年度には 66%まで上昇している。

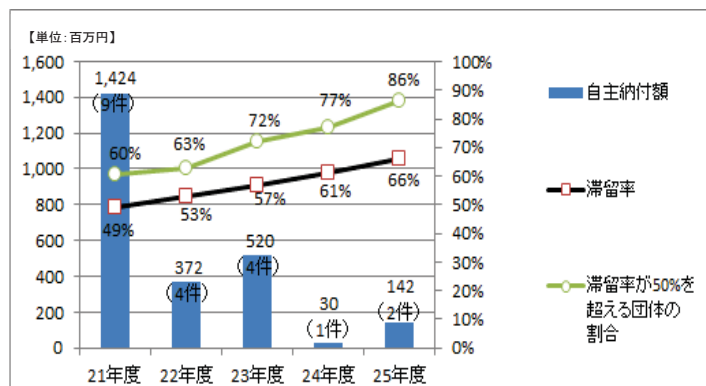
（注 2）貸付原資：都道府県の手元にある貸付けに充てるための資金

（注 3）資金造成総額：貸付原資と貸付残高の合計

（注 4）滞留率：年度末資金造成総額に対する次年度への繰越額の比率

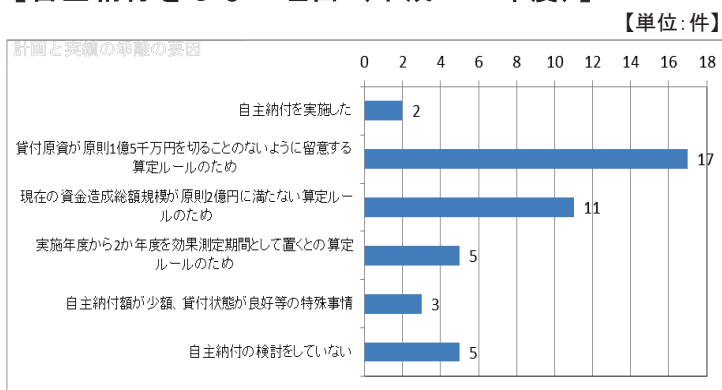
【自主納付額と滞留率の推移】

〈図 4〉



【自主納付をしない理由（平成 25 年度）】

〈図 5〉



④今後の改善点・検討の方向性